

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった公文書一部開示決定において開示しないこととした部分のうち、別表の2欄に掲げるものについては開示することが適当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成23年3月28日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「平成17年度（H18. 11月実施）会計検査に関するもので〇〇市下水道工事に関連する文書のすべて。（以下の文書）国土交通省都市局所管平成17年度会計実地検査調書（〇〇県民局 建設部）①表紙（表台部分）及び②〇〇〇市下水道関連文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成17年度会計検査に関するもので、〇〇市下水道工事に関する文書の全て。①表紙及び②〇〇〇市下水道関連文書」を特定した上で、当該文書のうち「3号様式の題名、施行箇所等及び事務所名以外の部分」について条例第7条第5号及び第6号に該当することを理由に非開示とする公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年4月18日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成23年4月21日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成23年6月14日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を破毀し、公文書開示決定し全部開示を行うことを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、

おおむね次のとおりである。

社会正義実現と、社会秩序の維持・安定、あわせて公共の福祉向上の為、全部開示を求める。

本件対象公文書については、所謂「民訴220条4項」に該当するような文書ではないものである。すなわち、判例からも見てとれるように「銀行の貸出稟議書」のような性質をもつ文書ではないものである。

本件対象公文書においては、会計検査院の自由な意思に基づき「ランダム」に選出された、「検査年度における全ての工事よりその一部分」の工事名等が記載された文書にすぎず、この件につき、非開示理由の説明書記載ある、法的根拠適用においては、解釈を誤った処分といわざるを得ない。

条例第7条第5号に該当し、率直な意見の交換にも意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れは、すでに上述のとおりであり、皆無である。

同6号においても同様に、信頼関係・協力関係を損ね、厳正かつ円滑な検査の実施、資料の提出等に支障を及ぼし、これらによって正確な事実の把握を困難にして、違法若しくは不当な行為を容易にし、その発見を困難にする恐れより、当該事務の適正な遂行に支障をおよぼす恐れが存在する文書ではないものである。

また、本件一部開示決定により、非開示とされた部分においては、通常人における社会通念上の常識（高い蓋然性）に照らしてみても、非開示に該当する性質の文書ではないものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に係る公文書は、会計検査の実施に当たって、県及び市町村が実施した国庫補助事業に関して提出を求められた資料であり、会計検査院を信頼し、会計検査の目的達成のために作成した、原則として第三者に公開されることを想定していないものである。

この場合において、「開示しない部分」の情報が開示されると、現在又は将来の検査過程において、検査を受ける者一般との間の信頼関係・協力関係を損ね、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」などがあるため、条例第7条第5号に該当する非開示情報であると判断した。

また、本件開示請求に係る公文書は、その記載項目から会計検査院の検査手法等ノウハウが推知される文書であり、それが公にされれば、受検庁一般がノウハウに係る情報を基に周到に指摘を免れる術を講じるおそれがあり、また、本件開示請求に係る公文書は、前記のとおり、会計検査院を信頼し、会計検査の目的のために作成するなどした資料であるから、「開示しない部分」に該当する情報が開示された場合には、現在又は将来の検査過程において、検査を受ける者一般（又はその他の関係者一般）の会計検査に対する理解と協力の前提を揺るがし、検査を受ける者一般（又はその他の関係者一般）との間の信頼関係・協力関係を損ね、厳正かつ円滑な検査の実施、すなわち、所要の検査資料の円滑な提出等に支障を及ぼし、会計検査院による「正確な

事実の把握を困難にするおそれ」、又は「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものに該当するとともに、当該事務の性質上、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるため、条例第7条第6号に該当する非開示情報であると判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成17年度会計検査に関するもので、〇〇市下水道工事に関する文書の全てのうち、②〇〇〇市下水道関連文書である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

(1) 条例第7条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）

条例第7条第5号は「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを規定している。

(2) 条例第7条第6号（行政執行情報）

条例第7条第6号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを定め、同号イにおいて、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を挙げている。

3 本件対象公文書の非開示条項該当性の具体的検討について

本件対象公文書は、会計検査院が受検庁に対して作成を求め、提出を受ける補助工事等の施工状況を示した表形式の文書であり、実地検査の対象となる多数の補助工事等のうち、一定の基準に基づき抽出した補助工事等を、局・部・事務所等ごとに分類した上で、施行箇所、事業主体、事業種別ごとに更に分類するとともに、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式に整理した検査調書である。

当審査会において本件対象公文書を見分するなどして調査したところ、実施機関が非開示とした「3号様式の題名、施工箇所等及び事務所名以外の部分」については、次のとおり分類できると認められる。

- ・記載項目名の各欄の記載（以下「項目名各欄」という。）
- ・記載項目名の各欄に対応する具体的な施工状況に係る記載（以下「具体的施工状況」という。）

以下、それぞれについて非開示としたことが妥当であるか検討する。

(1) 項目名各欄の非開示妥当性について

上述のとおり、本件対象公文書は、会計検査院の現地検査に先立って、検査対象となる多数の補助工事等のうち、一定の基準に基づき抽出した補助工事等を、局・部・事務所等ごとに分類した上で、施工箇所、事業主体、事業種別ごとに更に分類するとともに、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式で記載するものであり、検査対象の全体的な様子を把握するためのものと言える。

このため、本件対象公文書の項目名各欄には、現地検査の対象となる事業についての一般的な事項が含まれている。それらの項目については、公になったとしても、会計検査院と受検庁との率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるような内容は含まず、また、会計検査院の検査手法等のノウハウを示すものではなく、また、それらが推知されるとまでは言い難いものである。

このような事情を踏まえ、項目名各欄を個別に検討すると、別表の1欄に掲げる番号のうち、①から⑤まで及び⑧から⑪までに対応する2欄に掲げる部分については、本件対象公文書に記載された国庫補助事業の施工状況に係る一般的な事項を示しており、これらが公にされたとしても、実施機関が主張するような検査を受ける者一般との間の信頼関係・協力関係を損ね、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」や現在又は将来の検査過程における検査の実施に支障が生ずるなどのおそれがあるとまでは認められない。

また、別表の1欄に掲げる番号⑥及び⑦に対応する2欄に掲げる部分については、一般的に表形式の様式に見られる整理等の目的のために設けられた記載項目名であるから、これらが公にされたとしても、実施機関が主張するような「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」や検査の実施に支障が生ずるなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、項目名各欄のうち別表の1欄に掲げる番号①から⑪までに対応する2欄に掲げる部分は、条例第7条第5号及び同条第6号に規定する非開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

一方、別表の2欄に掲げる部分以外の記載については、国庫補助事業の施工状況に係る一般的な事項のみならず、国土交通省が所管する国庫補助事業に固有の記載項目名が含まれているなど、当該情報からは、会計検査院の具体的な検査のノウハウ等を読み取ることが可能なものとなっている。

このため、これらの情報が開示され、受検庁に知られるところとなれば、会計検査院が現在又は将来において同様の検査を実施する場合の検査のねらいやその時に行われる検査手法等が明らかになり、又は推知されることになり、受検庁において、検査時の指摘を免れるための検査対応を行うことが可能になることが想定されるなど、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、項目名各欄のうち別表の2欄に掲げる部分以外の記載は、これらの情報を公にすることにより、条例第7条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関

し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められ、非開示とすることが妥当である。

実施機関は、条例第7条第5号の該当性についても説明するが、別表の2欄に掲げる部分以外の記載については、上記のとおり条例第7条6号に該当し、非開示とすることが妥当であることから、同条第5号の該当性については、判断するまでもない。

(2) 具体的施工状況の非開示妥当性について

具体的施工状況は、実地検査の対象となる補助工事等のうち一定の基準で抽出した補助工事等について、項目名各欄に対応する具体的内容を記載したものであり、会計検査院は、この資料を踏まえて実地検査を実施し、具体的な指摘を発見するという過程で検査を行うものである。

これらの資料は、受検庁が会計検査院を信頼し、会計検査の目的達成のために作成したものであるから、当該情報が開示された場合は、検査を受ける者の信頼を失い、協力関係を損ねることになり、厳正かつ円滑な検査の実施が困難になるというおそれが認められる。

また、これらの資料が公にされることにより、その記載項目からは会計検査院が検査を実施する際の検査手法等のノウハウが推知されるものであるから、受検庁が当該情報を基に周到な検査対策を施し、検査において指摘を免れようとする不適切な会計検査対応が行われることも予想されるなど、会計検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると言える。

なお、上記(1)において、項目名各欄のうち、一般的な事項を示すものについては、開示すべきとしたが、具体的施工状況の記載は、会計検査院が一方的に決定し受検庁に示す項目名各欄とは異なり、受検庁と会計検査院との信頼関係のもと、個々の事業の施工状況の概要を一連の項目によって示すものであり、具体的施工状況の各欄を一体のものとして判断することが妥当である。

以上のことから、上記の具体的施工状況が開示された場合、国の機関である会計検査院が行う検査に係る事務について、条例第7条第6号イに規定する「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められる。

上記のとおり具体的施工状況については、非開示とすることが妥当であると判断することができることから、条例第7条第5号該当性については、判断するまでもない。

(3) その他異議申立人が主張する種々の主張について

異議申立人は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条を引用するなどして種々の主張を行うが、いずれも本件処分 of 非開示理由には関係がない。

4 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定した本件処分について、別表の2欄に掲げる部分については開示することが妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 6 月 1 4 日	実施機関から諮問を受けた。
平成23年 8 月 2 3 日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成23年 9 月 2 2 日	異議申立人から意見書が提出された。
平成24年 2 月 1 7 日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成24年 3 月 2 3 日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成25年 2 月 5 日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成25年 3 月 2 2 日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成25年 5 月 1 7 日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成25年 6 月 2 1 日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成25年 8 月 2 0 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	審査会第2回目まで審議
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	審査会第3回目から審議
釜 瀬 司	岡山県広域水道企業団 事務局長	

(別表)

1 番 号	2 開示することが妥当な部分
会計実地検査調書（第3号様式）の記載項目名の各欄のうち、次の記載部分（該当する欄の枠線を含む。）	
①	1行目の左から1列目の欄の記載
②	1行目の左から3列目の欄の記載
③	1行目の左から5列目の欄の記載
④	1行目の左から7列目の欄の記載
⑤	1行目の左から8列目の欄の記載
⑥	1行目の左から9列目の欄の記載
⑦	1行目の左から10列目の欄の記載
⑧	2行目の左から9列目の欄の記載
⑨	2行目の左から11列目の欄の記載
⑩	3行目の左から11列目の欄の記載
⑪	3行目の左から12列目の欄の記載